

第10編 保健衛生

保健所・保健センター

中央区保健所

所在地 明石町12－1
中央区保健所等複合施設 1～4 階
☎ (3541) 5936

日本橋保健センター

所在地 日本橋堀留町 1－1－1
日本橋保健センター等複合施設 4・5 階
☎ (3661) 3515

月島保健センター

所在地 月島 2－10－3 3 階 ☎ (5560) 0765

晴海保健センター

所在地 晴海 4－8－1 晴海区民センター 5 階
☎ (6381) 2972

衛生総務

衛生統計

人口動態などの衛生統計調査を実施し、保健衛生行政を推進するための基礎資料としている。

主要死因死亡

主要死因のうち第 1 位は悪性新生物、第 2 位は老衰、第 3 位は心疾患で、三大死因が死亡数の約 57％となっている。

人口動態統計の年次推移

年 次	性別	出生	死亡	死産	婚姻	離婚
令和 5 年	男	898人	508人	—	—	—
	女	853	556	—	—	—
	計	1,751	1,064	29人	1,544件	372件
令和 6 年	男	925	507	—	—	—
	女	949	568	—	—	—
	計	1,874	1,075	30	1,813	400
令和 7 年	男	987	517	—	—	—
	女	880	566	—	—	—
	計	1,867	1,083	47	1,864	395

◎死産の男女は計上しない。
令和 7 年は概数

主要死因別死亡数

(令和 7 年・概数)

主 要 死 因	人 数	主 要 死 因	人 数
敗血症	9	心疾患（高血圧性を除く）	130
結核	0	急性心筋梗塞	11
悪性新生物	310	（主な内訳） その他の虚血性心疾患	54
口唇・口腔および咽頭	10	不整脈および伝導障害	16
食道	13	心不全	36
胃	19	脳血管疾患	64
結腸	32	（主な内訳） くも膜下出血	11
直腸 S 状結腸移行部および直腸	7	脳内出血	23
肝および肝内胆管	10	脳梗塞	29
胆のうおよびその他の胆道	12	大動脈瘤および解離	15
膵	46	肺炎	50
気管、気管支および肺	55	慢性閉塞性肺疾患	7
乳房	25	ぜん息	0
子宮	7	その他の呼吸器系の疾患	65
前立腺	8	肝疾患	15
悪性リンパ腫	14	腎不全	14
糖尿病	10	老衰	177
神経系の疾患	31	不慮の事故	35
高血圧性疾患	6	自殺	24
		新型コロナウイルス感染症	10
		その他の全死因	111
		総 数	1,083人

主要死因順位の年次推移

順位 年次	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
令和 5 年	悪性新生物 29.7%	老衰 14.6	心疾患 11.9	その他の呼吸器系の疾患 6.0	脳血管疾患 5.4
令和 6 年	悪性新生物 26.3%	老衰 15.2	心疾患 13.4	その他の呼吸器系の疾患 6.4	脳血管疾患 4.8
令和 7 年	悪性新生物 28.6%	老衰 16.3	心疾患 12.0	その他の呼吸器系の疾患 6.0	脳血管疾患 5.9

◎「％」は死因別死亡数の割合。令和 7 年は概数

救急

1 休日応急診療、休日応急歯科診療、休日応急調剤
日曜日、祝日、年末年始における急病患者に対する診療事業（内科・小児科・歯科）および調剤事業を、区内地区

医師会、歯科医師会および薬剤師会に委託して実施している。なお、内科・小児科および調剤については、土曜日の夜間診療も実施している。
また、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送に対応している。

休日診療実施体制

診療科目	診療場所	区分	診療時間	担当
内科 小児科	京橋休日応急診療所 （銀座 1－25－3 京橋プラザ内） ☎（3561） 5171	休日	午前 9 時～午後 5 時	中央区医師会
	中央区休日応急診療所 （佃 2－17－8） ☎（3533） 3136	休日	午前 9 時～午後10時	
		土曜日	午後 5 時～10時	
	中央区医師会が指定する医療機関	入院	—	日本橋医師会
	日本橋休日応急診療所 （日本橋久松町 1－2） ☎（5640） 2570	休日	午前 9 時～午後10時	
歯科	中央区休日応急歯科診療所 （明石町12－1 中央区保健所内） ☎（3541） 5420	休日	午前 9 時～午後 5 時	東京都中央区 京橋歯科医師会
	日本橋休日応急歯科診療所 （日本橋久松町 1－2） ☎（5640） 5256			お江戸日本橋 歯科医師会
調剤	中央区休日応急薬局 （佃 2－17－8） ☎（3533） 5170	休日	午前 9 時～午後10時	京橋薬剤師会
		土曜日	午後 5 時～10時	
	日本橋休日応急薬局 （日本橋久松町 1－2） ☎（5640） 9856	休日	午前 9 時～午後10時	日本橋薬剤師会
		土曜日	午後 5 時～10時	

◎区分の「休日」とは、日曜日、祝日、年末年始のこと
◎中央区休日応急診療所及び中央区休日応急薬局については、大規模改修工事に伴い令和 8 年 4 月から11月まで休止。同期間中は、京橋休日応急診療所の土曜診療を午後 5 時から10時まで、休日診療を午後10時まで拡大し、院内調剤も実施。

2 平日準夜間小児初期救急診療
小児の緊急診療体制を確保するため、中学生まで（15歳

以下）の急病患者に対する小児科診療事業を学校法人聖路
加国際大学に委託して実施している。

診療科目	診療場所	区 分	受付時間
小児科	中央区平日準夜間小児初期救急診療所 (明石町9-1 聖路加国際病院本館1階 救急外来) ☎ (3541) 5151	月～金曜日 (祝日、年末年始は除く)	午後6時45分～9時45分 (診療は午後7時から 10時まで)

3 こどもの症状受診の目安ナビ
子どもを病院に連れていくかどうか判断を迷った際に、
ケガの状況や病気の症状について回答するだけで、受診の

目安を4段階でお知らせするWEBサービスを提供している。
また、不安が残る場合には、看護師や小児科医に直接電
話で相談もできる。

災害医療

応急救護連携会議
災害時の医療救護を迅速に行うため、災害時の参集方法
や応急救護体制などの強化に向けた検討を行っている。
実施回数 年4回
災害時医療救護活動従事スタッフの登録
災害時の被害の状況によっては医療従事スタッフが不足
することが予想されるため、区内医療関係団体の会員以外
の方をあらかじめ登録することにより、人員を確保し、医
療救護所の円滑な運営を図る。
登録人数21人
内訳 医師5人、歯科医師3人、薬剤師8人
保健師2人、看護師3人

歯科保健

1 母子歯科健康診査
むし歯（う蝕）^{しよく}予防と健全な口腔機能の育成を目的に、
乳児歯科相談・幼児歯科経過観察・幼児歯科相談（すくす
く歯科相談）などの歯科健診および歯科相談を行っている。
さらに、必要に応じ2歳7カ月未満の幼児にむし歯予防処
置を実施している。
また、歯周疾患が発生しやすくなる妊産婦を対象に産
前・産後歯科健診を実施している。
2 歯と口の健康づくりの推進
成人歯科健康相談をはじめ、講習会、よい歯の表彰など、
歯科保健知識の普及啓発と歯科疾患の予防に努めている。
3 区民歯科健康診査
歯周病の早期発見と予防のため、20歳以上70歳以下の偶
数歳（令和8年度に限り25歳を含む）および前年度の受診
対象者のうち未受診の方を対象に成人歯科健康診査を実施

している。また、口腔機能^{こうくう}低下の予防、窒息^{ごえん}や誤嚥性肺炎
の予防を図るため、72歳、74歳以上の方および73歳で前年
度未受診の方を対象に高齢者歯科健康診査を実施している。
令和7年度実施人数
成人歯科健康診査 6,687人
高齢者歯科健康診査 3,580人

栄養指導

- ・「中央区健康・食育プラン2024」に基づき、妊婦・乳幼
児から高齢者までを対象に、疾病予防と健康増進を目的
とした栄養相談や食生活に関する知識の普及、実践を促
す講習会などを開催している。
- ・区内給食施設における給食の質の向上を図るために指導
助言・巡回・講習会を実施している。
- ・栄養成分表示などの相談・指導を行っている。

栄養指導実施状況（令和7年度）

区 分	健康 推進課	日本 橋保健 センタ ー	月島 保健 センタ ー	晴海 保健 センタ ー	総 数
個別栄養相談	2,187人	1,032	554	1,458	5,231
講習会など 集団指導	73回	60	49	78	260
生活習慣病 栄養相談	41人	1	9	14	65
生活習慣病 予防教室	25人	20	30	25	100
食品表示など 相談・指導	109件	—	—	—	109
健康づくり 協力店登録件数	72件	—	—	—	72

精神保健福祉

こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援するため、精神科専門医や保健師による相談を行っている。
(別表1・2参照)

自殺総合対策
自殺の実態について正しく理解し、自殺防止のため専門の相談窓口につなぐなど適切に対応できる人を養成するゲートキーパー養成講座の他、東京都自殺予防月間の街頭キャンペーンや区内施設でのパネル展示、健康福祉まつりなどのイベントにおける普及啓発事業を実施している。
また、国の「自殺総合対策大綱」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」および区の実情などを踏まえ、令和6年3月に「中央区自殺対策計画（第二次）」を策定し、自殺対策の取り組みを総合的に推進している。

別表1 専門医による精神保健福祉相談（令和7年度）

区 分		健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター	総数
開設回数		36回	24	24	12	96
実人数		17人	35	22	16	90
延べ人数		17	36	22	16	91
内 容	認知症	0	0	0	0	0
	アルコール	0	3	6	2	11
	薬物	0	0	0	0	0
	児童・思春期	1	0	1	1	3
	健康づくり	12	3	0	6	21
	統合失調症	2	0	0	0	2
	そううつ病	1	7	8	1	17
	神経症	1	0	0	5	6
	その他	0	23	7	0	30
	社会復帰	0	0	0	1	1

別表2 保健師による精神保健福祉相談（面接・訪問・電話・関係機関連絡）（令和7年度）

区 分		健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター	晴海保健センター	総数
延べ人数		2,325人	1,866	2,137	2,594	8,922
内 訳	社会復帰	0	0	0	20	20
	高齢者	10	4	53	13	80
	アルコール	236	81	16	63	396
	薬物	4	0	0	85	89
	児童・思春期	6	6	2	44	58
	健康づくり	117	58	81	598	854
	うつ・うつ状態	485	565	205	514	1,769
	一般精神	1,113	1,033	1,759	1,237	5,142
その他		354	119	21	20	514

保健福祉の相談

保健福祉の連携したサービスを提供するため、各種相談および申請手続きの支援、情報提供を行っている。

保健福祉相談件数（令和7年度）

区 分	相談件数
健康推進課	1,202件
日本橋保健センター	2,965
月島保健センター	2,980
晴海保健センター	2,178

難病患者福祉手当

「中央区難病患者福祉手当条例」に基づき、昭和51年4月から、難病患者の経済的負担を軽減するため、手当（月額15,500円）を支給している。
令和7年度 対象疾病 362 受給者数 1,022人

要介護者歯科保健医療推進事業

障害者および在宅要介護者などが身近な地域で、必要な歯科医療サービスの提供が受けられるように「かかりつけ歯科医」の紹介・相談窓口を設置している。

また、誤嚥性肺炎の予防、摂食・嚥下機能の回復、口臭の予防に効果がある口腔ケアの普及啓発を図っている。

令和7年度 紹介・相談件数 99件
(うち訪問診療 83件)

中央区保健所運営協議会

「地域保健法」に基づき、区内の地域保健および保健所の運営に関する事項を審議するために設置している。

なお、委員は30人以内をもって構成し、任期は2年である。(委員一覧は419頁参照)

小児がん等患児・家族宿泊施設の貸し付け

区内の医療機関に入院・通院し治療を受ける小児がんおよび難病の患児とその家族を支援するため、区立築地あかつき住宅(築地7-9-13)の一部を宿泊施設として、公益財団法人「がんの子どもを守る会」および特定非営利活動法人「ファミリーハウス」に1戸ずつ貸し付けている。

母子保健

母子健康手帳などの交付

妊娠の届け出があった者に対し、母子健康手帳を交付し、その際、妊婦健康診査受診票や赤ちゃん訪問連絡はがきなどを同封した「母と子の保健バッグ」を交付している。

妊娠届け出数(転入者除く)(令和7年度)

区 分	届け出数
健康推進課	516人
日本橋保健センター	724
月島保健センター	293
晴海保健センター	885
総 数	2,418

母子健康診査

妊産婦健康診査

母体や胎児の健康を守るために妊婦健康診査を医療機関に委託し、母子感染予防のためのB型肝炎・HTLV-1の検査を含む14回(多胎児の場合は19回)の健康診査費用の一部助成を行うとともに、超音波検査を実施している。

また、令和8年10月受診分から産婦健康診査(産後2週間ごろ及び産後1カ月ごろの2回まで)についても医療機関に委託して実施する。

乳幼児健康診査

乳幼児の心身の成長過程において、特に重要な時期に健康診査を実施するとともに、健康相談・栄養相談など育児に関する相談も行っている。

3~4カ月児と3歳児の健康診査(内科)は保健所・保健センターで行い、新生児聴覚検査、6~7カ月児と9~10カ月児の健康診査(内科)および1歳6カ月児の健康診査(内科)は医療機関に委託して行っている。

なお、1歳6カ月児、3歳児は歯科健康診査と必要に応じ心理相談を行い、3歳児については視力検査、聴覚検査も実施している。

令和8年10月受診分から1カ月児健康診査についても医療機関に委託して実施する。

また、子どもの発達の遅れや発達障害の特性などを早期に発見し、医療や療育につなげるため、令和8年度から3歳児発達検査を実施するとともに、5歳児健康診査についても実施に向けた検討を行う。

里帰り出産等に伴う妊産婦健康診査等の費用助成

里帰り出産等の事情により、妊婦健康診査・新生児聴覚診査を自費で受診した方に、その費用の一部を助成している。

また、令和8年10月受診分から産婦健康診査・1カ月児健康診査の費用についても助成する。

母子健康診査受診者数 (令和7年度)

区分 種別		健康 推進課	日本 橋保健 センター	月島 保健 センター	晴海 保健 センター	総 数
妊婦健康診査		—	—	—	—	24,714
妊婦超音波検査		—	—	—	—	8,104
子宮頸がん検診		—	—	—	—	2,072
乳児 健康 診査	3～4カ月	330	519	193	682	1,724(37)
	6～7カ月	—	—	—	—	1,704
	9～10カ月	—	—	—	—	1,648
1歳6カ月児健康診査		—	—	—	—	1,721
3歳児健康診査		327	406	209	700	1,642(177)

◎() は精密健康診査受診者数の内数である。

母子保健指導

新生児等訪問指導

出生通知の届け出があった全新生児を対象に、保健師などが訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児について相談を行っている。

プレママ教室(母親学級) など

(1) プレママ教室(母親学級)

母親の出産準備への不安を取り除くため、3日間にわたり妊娠、出産、育児に関する情報提供と相談対応を医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが行っている。

また、就業している妊婦を対象に土曜日(1日制)も行っている。

(2) パパママ教室(両親学級)

はじめての出産を迎える妊婦(安定期に入った20週から36週未満)とそのパートナーを対象に、出産の不安を和らげるための情報提供や、リラクゼーション法・沐浴などの講習を行っている。

プレコンセプションケア事業(妊娠前からの健康づくり)

思春期における悩み、結婚、妊娠、出産、子育てなど、ライフステージごとに生じる身体、心の変化や健康課題について、専門家による相談事業を行っている。またプレコンセプションケアに関する正しい知識の提供と普及啓発を図るため、年1回セミナーを開催する。

ママとベビーのはじめて教室

産後2～3カ月の母親で、新生児訪問で未訪問の方などを対象に、育児に関する不安や悩みを取り除くために講習

を行うとともに、臨床心理士・助産師・保健師がさまざまな相談に応じている。

ママとベビーのはじめて教室実施状況 (令和7年度)

区 分	回数	参加人数
健康推進課	7回	33人
日本橋保健センター	12	63
月島保健センター	12	36
晴海保健センター	12	69
総 数	43	201

乳幼児健康相談

乳幼児を対象として、子どもの成長・発達・育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医・保健師・管理栄養士・心理職などが応じている。

アレルギー専門相談

日本橋・月島・晴海保健センターで、アレルギー性疾患に悩む就学前の乳幼児および保護者に対し、専門医による療養相談および保健師による保健指導を行っている。

また、日本橋保健センターでアレルギー性疾患の現状と最新の治療状況などについての講演会を行っている。

アレルギー専門相談実施状況 (令和7年度)

区 分	回数	相談人数
日本橋保健センター	2回	5人
月島保健センター	2	4
晴海保健センター	2	5

子どもの事故防止対策

各種健康診査時などにおいて、発達段階に応じた事故防止の啓発活動を行い、事故を未然に防ぎ、子どもの健全育成を推進している。

産後ケア事業

産後の母親とその子に対し、母親の休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うため、産後ケア事業を実施している。

妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援を一体的に実施している。

バースデーサポート

2歳を迎える子どもがいる世帯に Web カタログギフトを支給するとともに、必要な子育て支援の情報提供や状況把握などを実施している。

特定不妊治療費（先進医療）助成

保険適用された特定不妊治療（体外受精および顕微授精）と併せて行った先進医療費について、経済的負担の軽減を図るために費用の一部を助成している。

生活衛生

環境衛生

環境衛生関係施設の営業許可および監視指導

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館・ホテル、興行場、プールなど多人数が利用する環境衛生関係施設の申請および届け出の受理、許可や確認を行っている。

また、住民の生活に密接な関係のある環境衛生関係施設は、衛生水準の確保が特に重要なため、日常的に監視指導を実施し、衛生的な環境の確保を図っている。

特定建築物の監視指導

建築物の延べ面積が3,000㎡以上10,000㎡以下で多数の者が利用する特定建築物について、施設検査（立ち入り検査および書類審査）などを実施し、衛生上の正しい知識の啓発、相談および必要な助言・指導を行うことにより、衛生的な環境の確保を図っている。

なお、10,000㎡を超えるものについては、都が監視指導を実施している。

飲料水の水質検査

ビル、マンションなどの飲料水の安全性を確保し、水質の異常や汚染事故を未然に防ぐために11項目の水質検査を行っている。

平成8年度から、小規模ビルを対象に、毎年期間を設け、採水の出張サービスや割引料金による水質検査勧奨事業を実施している。

住宅宿泊事業の届け出受理

「住宅宿泊事業法」に基づき、区内で住宅宿泊事業を実施しようとする事業者からの届け出の受理を行っている。

医療給付

母子の健康増進のため、未熟児養育医療費および妊娠高血圧症候群等医療費の医療給付を行っている。

環境衛生関係施設などの業態別監視指導状況

（令和7年度）

業 態 別		施設数	監視指導件数
理 容 所		172件	23件
美 容 所		1,211	139
クリーニング所		310	24
コインオペレーション クリーニング営業施設		42	5
興 行 場		39	7
旅 館	旅館・ホテル	228	115
	簡易宿所	18	14
公衆浴場	普通（銭湯など）	7	8
	その他 （サウナなど）	59	16
プ ール	許可（営業）	15	16
	届け出（学校）	24	26
水道施設	専用水道	1	0
	簡易専用水道	1,586	11
	小規模給水施設	4,950	5
温泉利用施設		4	4
墓地・納骨堂		9	1
特定建築物	3,000～10,000㎡	724	13
	10,000㎡を超えるもの	274	1

特定建築物の監視指導状況（延べ床面積10,000㎡以下）

（令和7年度）

施設数	監視指導件数	内 訳	
		立ち入り検査数	書類審査数
724件	13件	13	0

飲料水の水質検査（簡易検査）の実施状況

（令和7年度）

受付数	水質基準に適合	水質基準に不適合
116件	106	10

住宅宿泊事業の届け出受理数（令和7年度）

区分	新規 届け出数	廃止 届け出数	届け出 住宅数
住宅宿泊事業 届け出受理件数	10件	2	107

食品衛生

営業許可

「食品衛生法」に基づく飲食店営業などについて、申請受付後実地検査を実施し、営業の許可業務を行っている。

監視指導

飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、安全で安心できる食品を提供するため、毎年度、「食品衛生法」に基づき、区民の意見を反映した「食品衛生監視指導計画」を策定し、公表している。この計画に基づき食品関連施設に立ち入り、食品の衛生的な取り扱い、設備の清潔保持などについて監視指導を行っている。

特に、夏期には過去に食中毒の発生が多かった業態を中心に、歳末には正月用品の製造業・販売業を対象に監視指導を強化している。

また、食品関連事業者や従事者などに対して食品衛生講習会を行い、知識の向上を図るとともに、区内食品関連事業者に対してHACCP（※）の考え方を取り入れた衛生管理の導入に係る支援、指導を行っている。

さらに、食品関連事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、飲食店営業者などに「食品衛生推進員」を委嘱し、衛生の向上と食生活の一層の安全確保に努めている（推進員一覧は409頁参照）。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因（ハザード）を科学的根拠に基づき管理する方法である。

業態別食品関連施設数および監視指導状況

（令和7年度）

業態別	施設数	監視指導件数
飲食店営業 （喫茶店営業含む）	10,936件	3,004件
菓子製造業	735	162
食肉販売業	289	94
魚介類販売業	259	503
その他の販売・製造業	915	188
集団給食施設	316	142
ふぐ取扱所など	322	179
食鳥処理業	21	24
営業届出	5,071	605
総 数	18,864	4,901

食品衛生啓発事業実施状況（令和7年度）

食品衛生講習会		出前講座		リスクコミュニケーション※	
68回	2,153人	1回	150人	1回	93人

※区民、食品関連事業者および行政の担当者による意見交換

食品などの検査

適正かつ安全な食品の流通を確保するため、「食品衛生法」や「食品表示法」に基づき、区内における食品の調理業・製造業および販売業で取り扱っている食品などを収去し、細菌検査および食品添加物などの化学検査を実施している。

食品などの検査状況（令和7年度）

検査項目	検体数	備 考	
		違反数※	中央区指導基準不適合数
細菌検査	311件	0件	37件
化学検査	64	1	—
総 数	375	1	37

※「食品衛生法」または「食品表示法」に違反した数

食中毒発生状況（令和7年度）

発生日	原因食品	原因物質	患者数
12月	会食料理	ノロウイルス	7人
1月	会食料理	ノロウイルス	12

ねずみ・衛生害虫の防除および駆除

衛生的で住みよい住環境をつくるため、年間を通して感染症を媒介するねずみ・蚊などの防除に関する相談および駆除を実施している。

ねずみ駆除

通年で、公共の道路の植え込みなどの巣穴に殺そ剤を投入するとともに、毒餌ボックスを設置して、駆除作業を実施している。また、11～3月に公共の汚水ますなどに捕そ器を設置して駆除作業を実施している。

ねずみ駆除作業実施状況（令和7年度）

実施期間	捕そ器設置数	死そ数
11～3月	5,220台	58匹

地域ねずみ防除促進事業

地域に生息するねずみ防除の促進を図るため、町会・自治会・商店街および地域団体に対し、ねずみ防除に係る経費の一部を補助するとともに、ねずみが生息しにくい環境整備の取り組みを支援している。

衛生害虫防除

4～10月に公共の道路などの雨水ますに薬剤を投入して定期的に蚊の駆除作業を実施している。

ハチに係る相談など

ハチに係る相談対応を行っている。ハチの巣の場所が、目視で確認でき、除去が困難な場所でない場合は、巣の除去を実施している。

出張講習会・個別相談会

ねずみや蚊の発生源の除去や被害防止の工夫、効果的な粘着シート、殺そ剤、殺虫剤の使い方などの講習会を出張方式により実施している。また、ねずみが生息しにくい環境づくりを支援するため、ねずみ個別相談会も開催している。

動物愛護

狂犬病予防

「狂犬病予防法」に基づく飼い犬の登録および年1回の狂犬病予防注射の周知徹底を図っている。また、犬の登録と注射済票交付の管理を行うとともに、獣医師会の協力のもと、毎年4月に狂犬病予防注射と注射済票交付をあわせて行う集合注射を実施している。

飼い犬の登録頭数など（令和7年度）

登録頭数	注射済票交付数		こう傷事故数
8,003頭	新規	再交付	8件
	5,587件	27件	

動物との共生推進員制度

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現に向けて、地域における協力体制のもと動物愛護管理の取り組みを推進するため、区民や獣医師、動物愛護団体構成員などに「動物との共生推進員」（45人）を委嘱している。

飼い主の遵守事項などの普及啓発

犬のしつけ方教室、動物愛護講演会、ペット同行避難訓練の実施や巡回パトロールによる飼い主のマナー啓発、各種リーフレットの配布などを通じ、ペットの適正飼養や飼い主としての災害への備えについて普及啓発を行っている。

令和7年度 犬のしつけ方教室

開催回数5回 参加者数 延べ55人

地域における動物の相談支援

動物に関する問題について、区民が身近な地域で相談でき、支援を受けられるようにするため、区と連携して動物愛護管理に関する施策を推進しているボランティア団体「動物と暮らしやすいまちづくり会」を窓口として相談を受け付けている。

飼い主のいない猫に関する助成

区内に生息している飼い主のいない猫の保護活動の促進と公衆衛生環境の維持・向上を図るため、飼い主のいない猫に関する各種費用の助成を行っている。

ア 去勢・不妊手術費

飼い主のいない猫に行う去勢・不妊手術の費用

令和7年度助成頭数 オス2頭 メス2頭

イ 負傷した猫の治療費など

動物との共生推進員が保護した飼い主のいない猫が負傷していた場合の治療などに要する費用

令和7年度助成頭数 0頭

ウ 健康診断・予防接種費

飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護した際に行った健康診断および予防接種に要する費用（保護の期間が1年以上経過している猫が対象）

令和7年度助成頭数 6頭

エ 動物病院における隔離費

飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護する際に必要な動物病院での隔離に要する費用

令和7年度助成頭数 8頭

オ 保護シェルターの運営費など

飼い主のいない猫を譲渡につなげるためにシェルターで保護する際のシェルターの運営、開設及び移設に必要な費用

令和7年度助成件数

運営費 2カ所（延べ24月）

移設費 1カ所

晴海臨海公園内の猫の保護施設

保護シェルターで飼い主のいない猫を保護できない場合に、受け入れ可能になるまでの一時的な保護を行う施設を設置している。

医事・薬事

医 事

「医療法」などに基づく医療関係施設の開設・廃止・各種届け出の受理および許可事務の他、施設の管理状況などについての監視指導を行っている。また、医療相談窓口を開設し、相談員が対応している。

医療関係施設数（令和8年3月31日現在）

病院	4件
診療所	864
歯科診療所	469
助産所	13
施術所	448
歯科技工所	29
衛生検査所	8
合計	1,835

医療相談窓口の相談件数（令和7年度）

	相 談	苦 情	合 計
診療所	146件	63	209
歯科診療所	36	25	61
病院	25	4	29
その他の施設	252	5	257
合計	459	97	556

薬 事

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などに基づき、薬局・店舗販売業・麻薬小売業・医療機器の販売業・貸与業の許可・届け出などの受理および監視指導を行っている。また、医薬品などの収去検査も行っている。

施設数および監視指導状況
（令和8年3月31日現在）

業 種		施設数	監視件数
薬局		151件	84件
店舗販売業		107	55
麻薬小売業		127	77
薬局製造 販売医薬品	製造業	14	3
	製造販売業	14	3
高度管理 医療機器等	販売業	547	149
	貸与業	431	117
管理 医療機器	販売業	1,907	73
	貸与業	1,077	73

毒物・劇物

「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物販売業の登録および監視指導、ならびに業務上取扱者の監視指導を行っている。

施設数および監視指導状況
（令和8年3月31日現在）

業 種	施設数	監視件数
一般販売業	769件	188件
農業用品目販売業	3	0
特定品目販売業	2	0
業務上取扱者	43	2

有害物質を含有する家庭用品の規制

繊維製品、エアゾール製品や洗剤などに含まれるホルムアルデヒドなどの化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく規制対象品を区内の販売店から購入し、有害物質の検査などを行っている。

受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策

「健康増進法」および「東京都受動喫煙防止条例」に基づき、飲食店などの多数の人が利用する施設の管理者が受動喫煙防止対策を適切に講じることができるよう、指導・監督を行っている。

専門アドバイザーの派遣

受動喫煙に関する専門的な知識経験のある労働衛生コンサルタントを専門アドバイザーと位置づけ、必要に応じて現地に派遣し施設の管理者に対する助言・指導を行っている。

屋外喫煙対策の推進

「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」および「中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例」に基づき、喫煙者や施設の管理者に対し、歩きタバコや公共の場所での喫煙の原則禁止、受動喫煙の防止への配慮などの中央区たばこルールの遵守を徹底することを目的に、区内全域を対象に巡回パトロールを実施するとともに、同ルールを周知するため、立看板の設置・路面シートの貼付などを行っている。

また、定期的に関係機関などと連携した合同パトロールを実施し、受動喫煙による健康リスクについての理解促進や中央区たばこルールの普及啓発を図っている。

指定喫煙場所の整備

区による新設や事業者による設置・維持管理に係る経費の助成を行うことにより、指定喫煙場所の整備を進め、分煙環境の確保を図っている。

指定喫煙場所 74カ所（令和8年3月31日現在）
区営 21カ所（うちコンテナ型8カ所）
民間 53カ所

公衆喫煙場所設置等助成金

区 分	助成対象経費	限度額
設置経費	工事費、備品購入費等	1,000万円
維持管理経費	清掃、ごみ処理委託費等	年180万円

予防衛生

感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図っている。

感染症発生届け出状況（令和7年度）

分 類	件 数
一類感染症（エボラ出血熱など）	0件
二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）など）	0
三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症など）	5
四類感染症（レジオネラ症など）	2
五類感染症（アメーバ赤痢、梅毒など）	277
総 数	284

- ◎「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく分類
- ◎中央区保健所が医療機関から届け出を受理した件数
- ◎二類感染症件数は結核を除く。

予防接種

「予防接種法」などに基づく小児への定期予防接種として、B型肝炎、ロタウイルス感染症、小児の肺炎球菌感染症、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、Hib感染症、結核（BCG）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の接種を実施している。また、平成28年度から里帰り先などで接種した小児の定期予防接種費用の全額または一部を助成している。

妊婦に対しては、令和8年度からRSウイルス感染症の定期予防接種を実施している。

65歳以上の高齢者などに対しては、季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症および新型コロナウイルス感染症の定期予防接種を実施しており、令和7年度からは带状疱疹の定期予防接種も実施している。

また、平成24年度に満1歳から小学校就学前年度までの幼児を対象におたふくかぜワクチンの任意予防接種に係る

費用の一部助成を開始し、平成27年度から助成回数を2回に拡充している。

先天性風しん症候群対策として、平成25年度から風しん含有ワクチンの任意予防接種費用の助成を実施している。平成26年度からは、抗体検査の費用助成を19歳以上の妊娠を希望している女性とその同居者、妊婦の同居者を対象に実施するとともに、抗体価が十分でなかった方へのワクチン接種費用の助成を実施している。

令和5年度および令和6年度に、50歳以上の区民を対象に带状疱疹の任意予防接種費用の一部助成を実施するとともに、令和7年度には带状疱疹の定期予防接種化に伴い、本事業の対象者を、定期予防接種の対象者を除く50歳以上65歳未満の区民に変更し、実施した。

また、令和6年度からは、10月1日から1月31日までの期間で、生後6カ月から高校3年生相当までの区民を対象にインフルエンザワクチンの任意予防接種費用の一部助成を実施している。

さらに、令和7年度からは、小学校6年生から高校1年生相当までの男性を対象にヒトパピローマウイルス感染症ワクチンの任意予防接種費用の助成を実施している。

ちゅうおう子育てナビアプリ等による予防接種等の情報提供

乳幼児の保護者の負担軽減および接種漏れの防止を図るため、スマートフォンなどを利用して予防接種スケジュールの自動生成および接種時期の勧奨、区が発信する母子保健や感染症流行などの情報をメールで配信するサービスなどを実施している。

新型インフルエンザ等への対策

「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、平常時には区職員に対する訓練の実施などを通じた体制の整備や関係機関との調整などの対策を推進するとともに、感染症発生動向調査などにより発生動向の監視を行う。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月に指定感染症として定められ、届出対象の感染症に該当するとともに、積極的疫学調査、就業制限、入院の勧告・措置、搬送等の対象となり、令和3年2月からの新型インフルエ

ンザ等感染症への指定を経て、5類感染症の定点報告対象となる令和5年5月8日までの間、継続して患者対応にあたった。

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新たに「中央区感染症予防計画」を策定し、デジタル技術の活用促進や人材育成による平時からの保健所体制の強化を図ることのほか、新型インフルエンザなどを含む新興感染症発生時に備え、区の職員に対する研修および訓練の回数や、感染症対応を行う人員体制についての数値目標などを設定した。

また、区の新型コロナウイルス感染症対応のこれまでの取組をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の記録」を作成した。

「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」、「中央区感染症予防計画」、「新型コロナウイルス感染症対策の記録」を基に、新型インフルエンザなどを含む新たな感染症が発生した場合においても、東京都をはじめとする関係機関と連携しながら、区民一人一人への感染症対策を適切に講じていく。

主な定期予防接種の種類、接種対象者および接種回数

根拠	種 類	接 種 対 象 者		接種回数
予 防 接 種 法	B型肝炎	1歳未満の方（標準は生後2カ月以上9カ月未満）		3回
	ロタウイルス感染症	(1)経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス） 生後6週0日後から24週0日後までの方		2回
		(2)5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（ロタテック） 生後6週0日後から32週0日後までの方		3回
	小児の肺炎球菌感染症	生後2カ月以上5歳未満の方（接種開始月齢により接種回数が異なる）	初回接種 27日以上の間隔をおいて接種 （標準は接種開始月齢が生後2カ月以上7カ月未満）	3回 （標準）
			追加接種 初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12カ月以降に接種 （標準は生後12カ月以上15カ月未満）	1回 （標準）
	五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）・Hib感染症 /DPT-IPV－Hib）	1期 生後2カ月以上 90カ月（7歳6カ月）未満の方	初回接種 20日以上の間隔をおいて接種 （標準は生後2カ月以上7カ月未満）	3回
			追加接種 初回接種終了後6カ月以上の間隔をおいて接種 （標準は初回接種終了後6カ月以上18カ月未満の間隔をおいて接種）	1回
	結核（BCG）	1歳未満の方（標準は生後5カ月以上8カ月未満）		1回
	※1 ※2 MR （麻しん・風しん混合）	1期 生後12カ月以上24カ月未満の方 ※1		1回
		2期 5歳以上7歳未満であって、小学校就学前年度の方 ※1		1回
	水痘	生後12カ月以上3歳未満の方（標準は接種開始月齢が生後12カ月以上15カ月未満）		2回
	※3 日本脳炎	1期 生後6カ月以上 90カ月（7歳6カ月）未満の方	初回接種 6日以上の間隔をおいて接種（標準は3歳）	2回
			追加接種 初回接種終了後6カ月以上の間隔をおいて接種 （標準は4歳）	1回
			2期 9歳以上13歳未満の方（標準は9歳）	
	二種混合（ジフテリア・破傷風 /DT）	2期 11歳以上13歳未満の方（標準は11歳）		1回
	※4 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症	小学校6年生から高校1年生相当までの年齢の女性 （標準は中学校1年生の間に接種） ◎接種開始年齢によって接種間隔や接種回数が異なる。		2回または3回
	※5 RSウイルス感染症	妊娠28週0日から36週6日までの妊婦		1回
	高齢者のインフルエンザ	(1)65歳以上の方 (2)60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の方		年1回
高齢者の肺炎球菌感染症	(1)65歳の方 (2)60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の方		1回	
新型コロナウイルス感染症	(1)65歳以上の方 (2)60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の方		年1回	
※6 帯状疱疹	(1)65歳の方 (2)60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、身体障害者手帳1級の方		1回または2回	

- ※1 麻しんおよび風しんについては、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった第1期対象者（令和6年度中に生後24月に達した者に限る。）および第2期対象者（令和6年度における第2期の対象者に限る。）は、2年間接種期間が延長され、令和9年3月31日まで接種することができる。
- ※2 風しん第5期については、令和7年3月31日で終了したものの、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、令和6年度末までに実施した抗体検査の結果において風しんの抗体が不十分であるとされた者は、2年間接種期間が延長され、令和9年3月31日まで接種をすることができる。
- ※3 日本脳炎については、厚生労働省の通知を受け、平成17年5月30日から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度から積極的勧奨を再開した。なお、平成21年度まで実施された積極的勧奨の差し控えにより接種不足がある者は、特例対象として接種期間が緩和されている。平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの者は1期・2期の接種不足分を20歳未満まで接種状況に応じて規定の回数を接種することができる。
- ※4 平成25年6月14日に発出された厚生労働省の通知を受け、接種の勧奨を差し控えていたが、その後、最新の知見を踏まえ、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが改めて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることなどが認められたため、令和3年11月26日に発出された厚生労働省の通知を受け、令和4年4月から積極的勧奨を再開した。
- ※5 過去の妊娠時に組換えRSウイルスワクチンを接種している者は、定期予防接種の対象となるが、今回の妊娠時に組換えRSウイルスワクチンを接種している者は、定期予防接種の対象外となる。
- ※6 帯状疱疹の対象者については、令和11年度まで経過措置があり、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者が対象となる。なお、過去に帯状疱疹の予防接種を完了している者は、定期予防接種の対象外となる。

任意予防接種の種類と接種対象者・実施状況 (令和7年度)

予防接種名など	接種対象者	実施状況
小児のインフルエンザ 一部助成 おたふくかぜ（2回） 一部助成	生後6カ月から高校3年生相当までの中央区に住民登録がある者 1回目 満1歳から小学校就学前年度までの区内在住者 2回目 小学校就学前年度の区内在住者	延べ 20,987人 延べ 3,270人
風しん抗体検査 全額助成	風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの予防接種の記録が2回未満の者であって、抗体検査の結果を持たない次のいずれかに該当する19歳以上の区内在住者 （1）妊娠を希望している女性およびその同居者 （2）妊婦の同居者	594人
風しん予防接種 全額助成	風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの予防接種の記録が2回未満の者であって風しんの抗体価が低い次のいずれかに該当する19歳以上の区内在住者 （1）妊娠を希望している女性およびその同居者 （2）妊婦の同居者	484人
帯状疱疹 ^{ほうしん} 一部助成 ※令和7年度まで実施	50歳以上65歳未満で、帯状疱疹定期予防接種の対象者でない区内在住者	延べ 3,303人
男性へのHPVワクチン 全額助成	小学校6年生から高校1年生相当までの区内在住の男性	194人

予防接種実施状況 (令和7年度)

区 分		区民 区内接種	区民 区外接種	計
種 別				
B型肝炎		5,036人	391	5,427
ロタウイルス感染症		3,819	339	4,158
小児の肺炎球菌感染症		6,943	469	7,412
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib感染症	第1期	6,918	461	7,379
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	第1期	339	10	349
ジフテリア 百日せき 破傷風	第1期	27	0	27
不活化ポリオ		25	0	25
Hib感染症		105	1	106
結核（BCG）		1,705	77	1,782
MR （麻しん・風しん）	第1期	1,771	50	1,821
	第2期	1,641	19	1,660
麻しん	第1期	0	0	0
	第2期	0	0	0
風しん	第1期	0	0	0
	第2期	0	0	0
水痘		3,427	74	3,501
日本脳炎	第1期	4,688	89	4,777
	第2期	1,615	28	1,643
ジフテリア 破傷風	第2期	1,189	18	1,207
ヒトパピローマウイルス （HPV）感染症		1,790	59	1,849
高齢者のインフルエンザ		13,546	937	14,483
高齢者の肺炎球菌感染症		469	9	478
新型コロナウイルス感染症		7,031	474	7,505
高齢者の帯状疱疹感染症		2,973	106	3,079
MR（任意）	第1期	5	0	5
麻しん（任意）		0	0	0
MR（任意）	第2期	12	0	12
麻しん（任意）		0	0	0
MR（任意）	第3期	2	0	2
麻しん（任意）		0	0	0
MR（任意）	第4期	0	0	0
麻しん（任意）		0	0	0

◎「区民区内接種」は、中央区内の医療機関で中央区民が接種した件数
「区民区外接種」は、中央区外の医療機関で中央区民が接種した件数

エイズ・性感染症

匿名・無料による HIV 抗体検査と梅毒、性器クラミジア感染症、^{りんきん}淋菌感染症の検査および相談や感染予防のための普及啓発を行っている。

エイズ相談および血液検査実施状況 (令和7年度)

区 分	計	健康 推進課	日本橋保健 センター	月島保健 センター	晴海保健 センター
相談件数	9 件	9	0	0	0
採血件数	316	316	—	—	—

結核予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者の早期発見と感染拡大防止、発病防止のため、結核患者家族および患者と接触のある方に対する健康診断、結核登録患者の管理検診を行っている。結核患者に対しては、登録管理、適切な治療のための指導および申請に基づく医療費公費負担を行っている。

また、「予防接種法」に基づき、BCG の接種を行っている。

新登録結核患者の登録時活動性分類 (令和7年1月1日～12月31日)

総 数	肺結核活動性						肺外結核活動性	潜在性結核 感染症（別掲）
	肺結核 活動性総数	喀痰塗抹陽性			結核菌陽性 その他の	菌陰性その他		
		総 数	初回 治療	再 治療				
6人	5	3	3	0	2	0	1	8

年末時結核登録者の活動性分類

(令和7年12月31日現在)

活動性結核								不活動性結核	活動性不明	総数	結核感染症 (別掲) 潜在性						
肺結核活動性						肺外結核 活動性	総数										
登録時喀痰塗抹陽性			結核菌陽性 その他の 登録時	菌陰性 その他	登録時 総数												
総数	初回治療	再治療			治療中										観察中		
2人	2	0	1	0	3	1	4	12	2	18	6	3					

結核健康診断実施状況

(令和7年度)

区 分		エックス線 検査(直接)	I G R A	ツベルクリン 反応検査	発見された 患者数	発見された 無症状病原体 保有者	(別掲) 区外保健所から の健診依頼件数
感染症法 による 健康診断	患者家族健診	5人	1人	0人	0人	0人	
	接触者健診	28	451	2	0	3	
	管理検診	3	0	0	0	0	
計		36	452	2	0	3	36件

中央区感染症の診査に関する協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき設置している。本協議会では、感染症患者に対する就業制限、入院勧告および入院期間の延長、結核患者の医療費公費負担の申請に関して医療内容の適否を審議する。

なお、委員は4人以上をもって構成し、任期は2年である(委員一覧は420頁参照)。

生活習慣病予防

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧などいわゆる生活習慣病による死亡は、近年死因順位の高位を占め、しかも家庭や、社会の中核を成す年齢層に多発している。

区では、従来から生活習慣病予防対策を積極的に推進しているが、特に「健康増進法」による健康手帳の交付、健康教育、健康相談、「高齢者の医療の確保に関する法律」による健康診査などを実施し、壮年期からの健康保持のための一貫した対策をとっている。

健康手帳の交付

健康診査の記録、その他壮年期からの健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を図るため、健康手帳の利用を促し、希望者に交付している。

令和7年度交付数 39人

健康教育

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守り、つくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に役立てることを目的に、各種講習会などを開催している。

健康づくりの推進

若年者から高齢者までの幅広い年齢層の区民の日常生活における運動量を増やし、生活習慣を改善するきっかけづくりとすることを目的として中央区ウォーキングマップを作成している。

また、中央区ウォーキングマップを反映した健康管理機能を搭載する中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス&ウォーク」では、アプリ上で歩数などに応じた健康ポイントを付与し、一定のポイント数に達した区民に景品を贈呈することにより、日常的な健康づくりの意識定着を図っている。

健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に役立てるため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士がさまざまな機会を捉えて健康相談を実施している。

また、歯周疾患の予防など成人歯科保健に関する健康教育・相談を実施している。

健康教育および健康相談事業実施状況 (令和7年度)

事業別 \ 区 分	健康 推進課	日本橋 保健 センター	月島 保健 センター	晴海 保健 センター	総数
生活習慣病予防講演会	1	1	1	1	4回
歯の健康教育	1	3	2	0	6
歯の健康相談	5	0	1	0	6

健康診査

生活習慣病の予防や早期発見、健康管理に関する知識の普及による健康意識の向上を目的として実施している。

1 健康診査

40歳以上の中央区国民健康保険に加入している方を対象

に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施している。75歳以上の方には高齢者健康診査を実施している。

また、65歳以上の方を対象にフレイル予防健診を実施し、介護予防事業につなげている。

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方に対しては、栄養や運動などに関する特定保健指導を実施している。

健康診査実施状況（令和7年度）

実施人数	異常なし	要指導	要医療
11,650人	1,235	3,532	6,883

特定保健指導実施状況（令和7年度）

動機づけ支援	31人
積極的支援	11人

2 がん検診

がんの早期発見・早期治療を目的として、各種がん検診を実施している。

(1) 胃がん検診

35歳以上の区民を対象に胃がん検診を実施している。

なお、50歳以上偶数歳の方についてはエックス線検査または内視鏡検査のいずれかを選択できる。

胃がん検診実施状況（令和7年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
10,579人	8,956	1,623

(2) 子宮がん検診

20歳以上で、偶数歳および前年度受診していない奇数歳の女性区民を対象に、子宮がん検診を実施している。また、子宮頸がん検診受診者のうち、医師が必要と認めた方に対し、子宮体がん検診を実施している。

子宮頸がんおよび子宮体がん検診実施状況（令和7年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
9,264人 (578)	8,979 (551)	285 (27)

◎（ ）内は子宮頸がん検診受診者のうち、子宮体がん検診受診者数である。

(3) 肺疾患（肺がん等）検診

40歳以上の区民を対象に胸部エックス線撮影を行い、ハイリスクの方に対し、喀たん細胞診検査を実施している。

肺がん検診実施状況（令和7年度）

区 分	実施人数	異常なし	要精密検査など
胸部 X 線撮影	16,856人	12,858	3,998
喀たん細胞診	47	42	5

(4) 大腸がん検診

40歳以上の区民を対象に大腸がん検診を実施している。

大腸がん検診実施状況（令和7年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
15,666人	14,602	1,064

(5) 乳がん検診

36歳以上で、偶数歳および前年度受診していない奇数歳の女性区民を対象に、マンモグラフィ検査による乳がん検診を実施している。

乳がん検診実施状況（令和7年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
6,472人	6,030	442

(6) 前立腺がん検診

55歳以上の男性区民を対象に、前立腺がん検診を実施している。

前立腺がん検診実施状況（令和7年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
5,429人	4,154	1,275

3 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルスを早期発見し、肝炎などによる健康障害を防止することを目的として、40歳以上で区の健（検）診で肝炎ウイルス検査未受診の区民に肝炎ウイルス検査を実施している。

なお、区の検診の対象ではない16歳以上40歳未満の区民については、保健所において検査を実施している。

肝炎ウイルス検査実施状況（令和7年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
2,325人	2,312	13

16歳以上40歳未満の区民を対象にした肝炎ウイルス検査実施状況（令和7年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
35人	35	0

4 30・35健康チェック、ママの健康チェック

30歳と35歳の区民を対象に、健康教育と健康診断を実施し、生活習慣改善の支援を行っている。

また、産後の母親を対象に、健康教育と健康診断を実施し、家族の健康づくりや健康維持の支援を行っている。

令和7年度受診者数

30・35健康チェック 196人（内有所見者 48人）

ママの健康チェック 185人（内有所見者 48人）

訪問指導

40歳以上65歳未満の区民で、療養上の保健指導が必要と認められる人およびその家族に対し、保健師などが訪問して健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導または支援を行っている。

訪問指導実施状況（令和7年度）

区 分	訪問件数（延べ数）			
	保健師	栄養士	歯科衛生士	計
健康推進課	件 1	0	0	1
日本橋保健センター	11	0	0	11
月島保健センター	0	0	0	0
晴海保健センター	2	0	0	2
総 数	14	0	0	14

公害保健

公害健康被害補償制度

公害による健康被害者を救済するため、昭和48年に「公害健康被害補償法」が制定され、本区は昭和50年12月19日に第1種地域（大気汚染地域）として指定された。

大気汚染の影響によるぜんそくなど呼吸器系疾患については、個々の因果関係を明らかにして民事上の解決を図ることが不可能であるため、本制度は汚染原因者の共同責任により被害者を救済しようとするもので、医療補償、生活補償および公害保健福祉に必要な事業を行うことによって健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としていた。その後、大気汚染の態様の変化により、昭和62年「公害健康被害補償法」が、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められるとともに昭和63年3月1日をもって第1種地域の指定解除がなされ、本区も地域指定を解除された。

一方、既被認定者に対する補償は継続され、総合的な環境保健に関する施策の推進など、大気汚染による健康被害の予防に重点を置いた対策の実施が図られることになった。

たばこ健康対策

喫煙による健康への悪影響を減らすための取り組みを行っている。

1 喫煙および受動喫煙による健康被害の啓発

健康増進フェアや健康福祉まつりなどのイベントを活用して、喫煙に関する正しい知識の普及を図っている他、未成年者への喫煙防止教育としてポスターを作成し配布している。

また、プレママ教室（母親学級）やパパママ教室（両親学級）において、喫煙の母体への影響や胎児の発育へのリスクを周知するとともに、妊婦や同居家族に対して禁煙の勧奨を行っている。

2 禁煙したい人への支援

禁煙支援のためのちらし・リーフレットを作成し配布している。また、禁煙を希望する方に対し、禁煙外来治療に係る費用の一部を助成することにより、禁煙を支援し、喫煙者の減少および受動喫煙による健康被害の軽減を図っている。

アピアランスケア費用

がんその他の疾病および治療の影響や外傷に伴う外見の変化が生じた方の就労などの社会参加を支援するため、ウィッグ（かつら）や補整具などの購入またはレンタル費用の一部を助成している。

補償給付などの種類

1 療養の給付および医療費

医療機関に公害医療手帳を提示すると、自己負担なしで指定疾病の診療が受けられる。

また、公害医療手帳を提示できなかった場合などに、本人が支払った費用の範囲内で療養費が支給される。

2 障害補償費

被認定者が指定疾病にかかり、これに起因して労働や日常生活に支障を来したことにより生じた損害の補償として、障害の程度により、15歳以上の方に支給される。

3 遺族補償費

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、遺族の生活の安定を確保するために、当該被認定者によって生計を維持されていた遺族に支給される。

4 遺族補償一時金

遺族補償費を受けられる遺族がいない場合、規定された範囲の遺族に対し一時金が支給される。

5 療養手当

指定疾病の治療のため一定期間以上通院・入院した場合

に、それらに要する諸雑費に充てるため日数に応じて療養手当が支給される。

6 葬祭料

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、その葬祭を行う方に支給される。

公害健康被害補償認定状況（令和8年3月31日現在）

区 分	指定疾病				計
	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気腫	
特級	0人	0	0	0	0
1 級	0	1	0	0	1
2 級	0	24	0	0	24
3 級	2	58	0	0	60
等級外	0	58	0	0	58
計	2	141	0	0	143

◎被認定者1人につき複数の疾病を認定している場合もあるが、指定疾病の疾病欄の人数は1人1疾病としている。

公害保健福祉事業

被認定者の福祉の向上を図ることを目的として、健康の回復、保持および増進のための各種保健福祉事業を行っている。

1 リハビリテーション

被認定者を対象に呼吸筋ストレッチ体操などの実技指導を行っている。

令和7年度 実施回数 1回 参加人数 9人

2 家庭療養指導

被認定者のうち区内在宅療養者を対象として、病状回復の促進を図るため保健師による日常生活の指導、保健指導などを行っている。

令和7年度 指導件数 109件

3 空気清浄機および加湿器貸与

被認定者のうち在宅患者であって、障害等級が特級、1級の方を対象に空気清浄機および加湿器の貸与を行っている。

令和7年度 貸与件数 0件

4 インフルエンザ予防接種費用助成

被認定者を対象に、疾病予防および健康増進に寄与することを目的として、インフルエンザ予防接種にかかる自己負担金を助成している。

令和7年度 支給件数 47件

公害健康被害予防事業

地域住民を対象として、気管支ぜんそくなどに関する相談・指導を行うことにより、その疾患の予防ならびにその疾患に関する患者の健康の回復、保持および増進を図っている。

1 吸入薬指導相談会

呼吸器疾患で使用する吸入薬の正しい吸入方法について、薬剤師による吸入薬指導相談会を実施している。また、希望者には保健師による保健指導などを行っている。

令和7年度 吸入薬指導相談会 実施回数 1回
参加人数 3人

2 ぜん息児水泳教室

5歳児～小学生で、軽症ぜんそく児の希望者を対象に区施設を利用して、水泳教室を行っている。

令和7年度 実施回数 5回、参加人数 延べ17人

3 ぜん息児運動教室

令和6年度から小学生・中学生で軽症ぜんそく児の希望者に対し、健康回復および体力の向上を図り、また自己管理方法の習得を目的として、運動教室を行っている。

令和7年度 参加人数 5人

中央区公害健康被害認定審査会

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染に関する被害者の認定および補償給付に必要な審査を行い、答申することとしている。

なお、委員は15人以内をもって構成し、任期は2年である（委員一覧は417頁参照）。

中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会

公害健康被害補償の診療報酬等の請求に関する診療内容および診療報酬の額などを審査し、答申することとしている。

なお、委員は6人以内をもって構成し、任期は2年である（委員一覧は417頁参照）。

大気汚染健康障害者に対する医療費助成

昭和47年から「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」（都条例）が施行され、気管支ぜんそくなどの疾病に罹患し、かつ一定の要件を備えた方に対して医療費の助成を行っている。

令和7年度末 区内被認定者数 395人

中央区大気汚染障害者認定審査会

「中央区大気汚染障害者認定審査会条例」に基づき、大気汚染障害者の認定に関し必要な事項の調査、審議を行い、答申することとしている。

なお、委員は10人以内をもって構成し、任期は2年である（委員一覧は417頁参照）。

